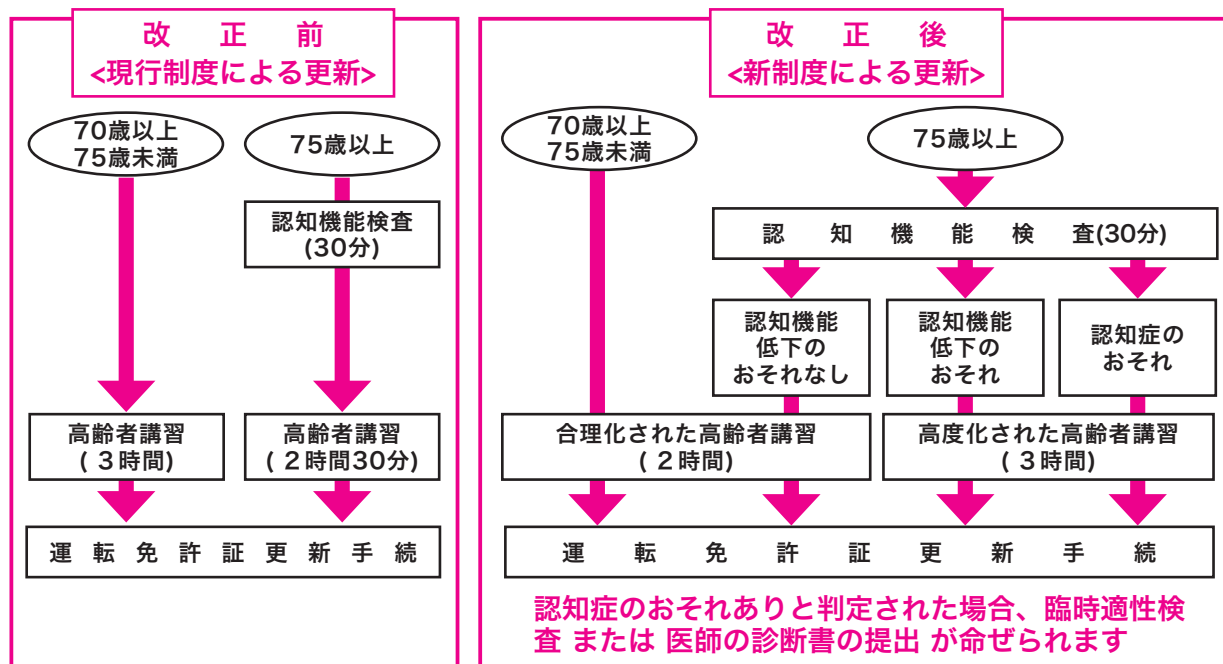


大宮警察署からのお知らせ

平成29年3月12日から改正 道路交通法が施行されます。主な改正点は高齢運転者対策の推進と準中型免許の新設です。

高齢運転者対策の推進

1 運転免許証更新の流れが変更



2 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の導入

75歳以上の高齢者が、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為（信号無視・一時不停止等）を行った場合、臨時の認知機能検査を受けてもらうことになります。その結果、認知機能低下のおそれが認められた方は、臨時の講習（個別指導を含む）を受けなければなりません。

～交番・駐在所での運転免許自主返納受付を開始しました～

今年から、「運転免許センター」や「県内の各警察署」だけでなく、「県内の各交番や駐在所」でも自主返納が可能となりました。

加齢や病気等により、運転に不安を感じていたものの、警察署が遠く返納に踏み切れなかった方についても、お近くの交番・駐在所で運転免許を自主返納することが可能となります。（事件事故等で不在の場合もありますので、事前に電話での連絡をお願いします）

交番・駐在所での返納に限らず、返納をご検討されている方や家族の運転に不安を感じている方は、ぜひ警察にご相談ください。



【この記事に関するお問合せ先は】
 大宮警察署交通課 (0295-52-0110)
 茨城県警察運転免許センター (029-293-8811)

